

# 第三十八回 参議院内閣委員会会議録 第七号

(一一〇)

昭和三十六年三月二日(木曜日)

午前十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君

委員

吉江 勝保君

石原幹市郎君

伊藤 顯道君

山本伊三郎君

大泉 寛三君

下村 定君

中野 文門君

一松 定吉君

千葉 信君

植木 康子郎君

横川 正市君

鶴園 哲夫君

田畠 金光君

辻 政信君

高瀬莊太郎君

大平 正芳君

白濱 仁吉君

加藤 陽二君

官房長官

防衛官房長官

防衛官房長官

防衛官房長官

防衛官房長官

調達厅総務部長 大石 孝章君  
調達厅総務部会計課課長 鐘江 士郎君  
日本専売公社 監理官 谷川 宏君  
農林大臣官房長 昌谷 孝君  
農林水産技術会議事務局長 増田 盛君  
運輸大臣官房長 辻 章男君  
郵政政务次官 森山 鈴司君  
電気通信監理官 松田 英一君  
事務局側

常任委員 杉田正三郎君

会専門員

○運輸省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

○農林省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

○公共企業体職員等共済組合法の一部

案(内閣提出)

○改正する法律案(内閣提出)

○防衛省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

○自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉江勝保君)これより内閣

委員会を開会いたします。

(昭和三十六年度防衛厅関係予算に

関する件)

政府から提案理由の説明を聴取いた

します。

○国務大臣(木暮武太夫君)ただいま

議題となりました運輸省設置法の一部

を改正する法律案の提案理由につきま

して御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、本省の付属

機関である海技専門学院の名称を海技

専門学院と改めることであります。海技

専門学院は、船員に対し、船舶運航に

関する学術及び技能を教授する機関で

あります。その教育内容は大学と同

程度のものでありますので、実態に即

するよう名称を改めることとしたいたした

のであります。

次に改正の第二点は、本省の付属機

関である高浜海員学校の名称変更であ

りますが、同校は、昨年十月、清水市

に校舎の移転を完了しましたので、そ

の名称を清水海員学校に改める等、所

要の改正をいたすものであります。

改正の第三点は、本省の付属機関で

ある自動車審議会の存続期限を一年間

延長することであります。自動車審議

会は、自動車輸送及び自動車の保安に

に関する基本的な問題を調査審議するた

め設けられたもので、存続期限は本年

三月三十日限りとなつております。

同審議会は、これまで十数回にわたる審議を重ねて参つたのであります。問題の重要性にかんがみ、その審議には慎重を期する必要があり、いまだ結論を得るに至りませんので、今回一年間その存続期限を延長することとしたのであります。

○委員長(吉江勝保君)これより内閣

問題の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君)次に、二月二十八日予備審査のため本委員会に付託された法律案を議題といいます。

政府から提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(植木康子郎君)法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は二点であります。第一点は、国際連合と日本国との間に近く締結される、犯罪の防止及び犯人の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを中心とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項を、新たに法務省の所掌事務とし、同省の付属機関である法務総合研究所、右の研修、研究及び調査を行なわせるものとすることであり、第二点は、東京入国管理局事務所羽田空港出張所を廃止して、新たに羽田入国管理局事務所を置くこととあります。

まず、第一点についてであります。以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉江勝保君)以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君)次に、二月二十八日予備審査のため本委員会に付託された法律案を議題といいます。

政府から提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(植木康子郎君)法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といいます。

政府から提案理由の説明を聴取いたしました。



の責任者として一つ答弁を願いたいと

思います。

○千葉信君 今の山本君の質問の趣旨は、基本的な問題について担当大臣に質問をしたいということです。だから

その場合に、森山政務次官はお見えになつておりますけれども、郵政大臣のものとある政務次官ですが、今回の問題の場合には、郵政大臣が、閣議で決定されたこの法律案に対する担当大臣の代理をする資格については疑義があると思うのです。従つてこの際は、担当大臣をぜひ委員会に招致してもらつて質問を始めてもらいたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) ちょっとと速記をとめて。午前十時四十七分速記中止

午前十一時十分速記開始

○委員長(吉江勝保君) それでは速記をつけて。

郵政大臣の、三省にまたがります法案の担当大臣として、閣議でどういう扱いになつて決定になりましたか、その点を一つ官房長官から説明していただきたい。

○政府委員(大平正芳君) この法律案は、大蔵、運輸、郵政の三大臣がそれ主務大臣となっており、閣議も三大臣の共同議定となつております。ただ、この法律案の国会における提案理由の説明につきましては、郵政大臣が三天臣を代表して行なうこととし、また、法案の内容に関する御説明並びに御質問に対する御答弁につきましては、三公社共済組合に共通的な事項に関する場合は、郵政大臣が三天臣を代表して申し上げることとし、郵政省の

政府委員が補佐いたし、一公社共済組合固有の事項に関する場合は、所管の

主務大臣またはこれを補佐する政府委員が申し上げるということに二月七日

の閣議で了承されております。

○千葉信君 正式決定ですね。

○政府委員(大平正芳君) そ�でござります。

〔速記中止〕

それじゃ暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

○委員長(吉江勝保君) 速記を始め委員会を開いたします。

午後二時十九分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内閣部を改正する法律案及び自衛隊法の一

会に付託されました防衛庁設置法の一

案の担当大臣として、閣議でどう

いたしました。

政府から提案理由の説明を聴取いた

します。

○國務大臣(西村直己君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊

法の一部を改正する法律案の提案の理

由及び内容の概要について御説明申し

上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、國力国情に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛

庁の職員の定員を一万三千五百三十四人増加し、現在の定員二十五万四千七百九十九人を二十六万八千三百三十三人へ改めました。陸上自衛隊についても改めました。この

一万三千五百三十四人の増加分のうち、一万千七百四人が自衛官で、残り

の二千四百六十人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、そのために充てるものについて申し上げます。

と、陸上自衛隊については千五百人であります。施設關係部隊の増強のために充てるものであります。また、海上自衛隊における増員は、四千四百三十人であります。陸上自衛隊に於ける増員は、五百人であります。また、海上自衛隊における増員は、五百人であります。陸上自衛隊及び航空部隊の整備及び後方支援部門の充実等のために充てるものであります。なお、必要とされる人員の配置並びに航空部隊の整備及び後方支援部門の充実等のためるために充てるものであります。なお、航空自衛隊における増員は、五千百十人であります。陸上自衛隊及び航空自衛隊における増員は、五千百十人であります。陸上自衛隊及び航空部隊を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

第二に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の一、その統合的かつ能率的指揮運用を達成するため、統合幕僚会議の機能の充実をはかることといたしました。

第三に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のそれぞれの補給処における調達、補給等の業務の効率的運用をはかるため、その統制業務を行なう機関として補給統制処を置くことといたしました。

第四に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の所管の所在地を改め、第六航空團及び第七航空團を新設をはかるため、西部航空方面隊を新設し、第五航空団の司令部の所在地を改め、第六航空團及び第七航空團を新設をはかるため、西部航空方面隊を新設しました。

さらに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のそれぞれの補給処における調達、補給等の業務の効率的運用をはかるため、その統制業務を行なう機関として補給統制処を置くことといたしました。

第五に、自衛隊の施設において、自衛隊のための作業に從事する隊員以外の者で、みずから食事をととのえることができない者に對して、自衛隊の見

学者の場合と同様に、適正な対価で食

事を支給し得るよういたしました。

以上両法案の提案の理由及び内

容の概要を申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、國の防衛に関する調査を議題とし、昭和三十

六年度防衛庁關係予算に関する件の調

査を進めます。政府側出席の方々は、

白浜防衛政務次官、加藤官房長、海原

防衛局長、小野人事局長の方々でござ

ります。

○伊藤顯道君 防衛予算に關連して、

長官に二、三お伺いしたいと思います

が、三十六年度から五六年間、結局四

十年度までの五カ年、第二次防衛力整

備計画、この面について、資料によつて概要を御説明いただきたいと思うの

ですが、その第二次防衛力整備計画に

ついては一体どうなつておるわけですか。

もうてきておるのか、一つてきて

おつたら概要を御説明いただきたいと

思います。

○伊藤顯道君 第二に、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に応じて、長官に二、三お伺いしたいと思います

が、三十六年度から五六年間、結局四

十年度までの五カ年、第二次防衛力整備計画、この面について、資料によつて概要を御説明いただきたいと思うの

ですが、その第二次防衛力整備計画に

ついては一体どうなつておるわけですか。

もうてきておるのか、一つてきて

おつたら概要を御説明いただきたいと

○國務大臣(西村直己君) 第一次整備  
計画は、御存じの通り、三十五年度ま  
での三ヵ年計画であります。これは  
一応は終了いたした形でござります。  
しかし、もちろんそれが全部達成でき  
たわけではございませんで、その目標  
の残つておるものもござります。一  
方、三十六年度以降何ヵ年計画をもつ  
て次の長期計画を作るかという問題が  
次に出てくるわけであります。そこ  
で、三十六年度以降の長期の計画があ  
る方が、これはあらゆる方面から見て  
いいわけであります。従いまして、  
すでに御存じの通り、一昨年ござい  
ますか、そういうような試案を赤城構  
想として、当時、次期防衛力整備計画  
といふよろな名前で報道されたことが  
あるわけであります。その後御存じの  
通り、昨年中は安保問題をめぐる国会  
の問題、それから政変、続いて選挙等々  
が相次ぎまして、必ずしもその次期  
防衛力整備計画といふものが十分に検  
討されない間に三十六年度予算編成を  
迎えることになつたわけであります。  
そこで三十六年度は、三十五年度まで  
に終了を目指とする一つの基本的計画  
でござりますね、そのワク内でもつて  
どういふふうに三十六年度以降の整備  
力を抜くべきかにつきまして、一応三  
十六年度は次期防衛力整備計画そのも  
のがまだ固まっておらないのに予算編  
成をいたさなければなりませんので、  
そのうちの重要な事項だけは国防会議で  
決定をいただくというので、去る一月  
十三日に国防会議で決定いたしまし  
た。従いまして、三十六年度は防衛力  
の基本的な態度といたしましては、重  
要事項について国防会議の決定を見、  
続いて単年度と申しますが、新年度と

は、さらにしきいにわたつて申し上げてもいいのじゃないかと思います。こういうふうに思います。防衛局長も来ておりますから……。

○伊藤顯道君　長期計画が立つて、その一環として明年といふうな防衛計画が立てられる、これが筋だと思うんですね。そして、また防衛計画が立て、その基本方針にのつとつて業務計画が立てられる。この業務計画によつて、明年度の予算が要求される、これが筋だと思うのです。長期防衛計画については、赤城さんの時代からすでに検討されておつたと思うのです。ところが、いまだに決定をみない。おそらくお尋ねしたら、日下検討中とおっしゃるよう私も想像しておつた。まだできていらないことは私ども確認した。そういうような意味で、かような赤城長官時代からすでに検討された国の防衛に關する大事な長期計画がいまだに立てられない、これはもう非常に怠慢のそりは免れぬと思うのです。こういう点について、これは一体いつ最終的に決定されるのか、こういうこともまだはっきりしていないわけですから、目下検討中だけでは了解しがたいと思う。やはりものには順序があつて、長期計画が立ち、短期の計画が立ち、そういう方針から来年度の予算を要求する、業務計画が立てられる、こういうふうに私どもは了解しておるわけですから、その点納得いきませんので、さらに重ねて伺います。

員増強等におきまして、それらのワクの目標の中で予算要求をいたしておるわけであります。ただ三十五年は、一これまでの目標でございましたのが一年済んだ格好で、目標が達成できていない部分を補いつついろいろやっております。と同時に、三十六年は、進みまして七年度以降の予算に関し、あるいは予算の基礎になるべき國防力整備の長期的計画等は、現在、従つて三十七年度の予算には、少なくともきわどい構想というものは持つたい。そこで、そのめどはいつごろまでに立てるか。ございませんが、予算に対する一つの基本的態度になりますから、そういう次期防衛力整備計画のめど、大体私は五、六月ぐらいまでは最終決定をみたい、こういうのが私の考え方でござります。

なお、赤城構想等が當時いわれて以来、昨年は、御存じの通り、安保の一つの論戦の激しい国会を終始し、その後において内閣がかわりまして、政変に統いて総選挙というような諸事情も入つて参りましたので、それが停滞をしておつたということござります。

○伊藤顯道君 赤城長官時代にすでに検討を始められたものが、主として大蔵省の國家財政上の立場からの強力な反対もあつたと思うのです。それがまあ一年以上たなぎらしになつてきました。これは結局この辺に問題があつうと思うのです。なぜ一体おくれてきたのか。これは察するに、大蔵省の反対といえれば財政上の反対であるうと思う。これは過度に自衛隊強化という面がそ

の計画の中に打ち出されておるので、主として大蔵省は反対したと、こういふうに一応考えられるわけです。この点はいかがなのか。また、今までたなざらしになつておつた理由ですね。どうしてこう赤城長官時代から検討を始められたものがいまだに決定されないのか、いろいろ理由があるうと思ふ。そのおもなものについて思ふのです。そのおもなものについてあげていただきたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) もちろん着任をいたしましたのは昨年の暮れでございます。赤城、江崎兩長官の時代、ただ残念ながら、その時代には政治情勢は安保問題で御存じの通りの状態、流れて内閣がかわり、総選挙と、う政治上の一つの大きな理由があつたと思ひます。それから問題は、最終決定をいたしましたには、防衛厅の手を離れて、国防會議で決定して初めて政府側の一応長期防衛力整備計画といふものが最終決定するわけでござります。従つて、防衛厅でもまだ固まらないといふには、その間において積み上げた意見なり検討においては、各省間の意見の調整の済んだ部分もありましようが、済んでいない部分もあると思います。その間にあってそういうふた段しい政治情勢の変化があつたと思う。もう一つは、その後において、御存じの通り、給与ベースのアップもございました。これはたしか十二月に、皆さんの御審議によりまして、官公吏の給与ベース・アップの変化があつた。ちょうどそのころにアメリカの政變もありまして、言いかえますれば、大統領中心のいろいろな考え方というものが流れております。それがやはり日本のある程度の将来へのいろいろな軍事援助

關係にも關係してくるのではないか、これらの中要素も勘案しながら今検討していくこと、こういふのが諸事情だと私は考えております。

○伊藤顕道君 国防の基本方針では、民生の安定という点を特に重視して、この民生の安定という点と両立しないような向きがあるのではないか、こういふふうに考えられるのです。大もとである国防の基本方針に民生の安定といふことを強く強調しておる以上、当然この立案に当たっては、そういう点が盛られておると思うのですが、この点についてどういふうにお考へなのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) 防衛力整備計画

比較的均衡のとれたようない状態で予算編成をいたしていく、こういうことに従事するつもりであります。同時に、また予算編成そのものではなくて、防衛力整備計画の目標を定めるために、ある程度大づかみの方向といふものが、財政措置として大きな方向が出て参ります場合に、大体国民所得の中での程度長期間計画が一応占めたらいかといふ見通し等は多少持たなければならぬと思います。それから、さらに細部へ入りまして、自衛隊自体が民生へ協力するという面もさらに考へて参る。その意味でも、いわゆる災害出動あるいは建設面等にも寄与するよしな面を現在も入ればならぬといふうに、民生協力面に結び合わせて参りたいというが考へ方でございます。

○伊藤顕道君 前に御説明いただいた三十六年度の防衛予算を見ますと、これは三十年度に比べまして約二倍になつておるわけですね。それを三十五年度に比べても約二百億増になつております。そのほか国庫債務負担行為とか、あるいはまた繰越費、こういふも従つて、かりに次期防衛力整備計画がきまりましても、との第一次防衛力整備計画と同じように、その年度その年度の財政事情を勘案して、これを予算上あるいは財政上実行して参る、こういふことにおそらくなるうと思いまします。その財政上における国力、国情はもちろんのこと、国防の基本方針としてとつておる、何と申しますか、民生安定というものを、いかえすれば、財政上における国力、国情はもちろんのこと、国防費の占める位置が、社会保障費あるいはその他産業助長等とどういふバランスをとるか、最も常識的に見て、

が、世界年鑑等の基準によりましても、國民所得の、ソ連でいえば一六%、まあふうに考へられる。この点についてあアメリカは御存じの通り一二%、これらは大国でございますが、そうなります。現実のものは約五千名ぐらいうなインド、あるいはスエーデン、フィリピン、ドイツ、各国をとりましても、國民所得に対して、少なくとも二%以上ないし三%から七%前後で、私どもの方でたゞいま三十六年度に御審議願つておるので、國民所得の一・四%、國民所得に対する百分の一・四三ぐらいでございますが、私はその意味では、國防費といふものが日本は多いよりは、むしろ低めではないかといふふうに私に考へております。と同時に、軍縮といふことは確かに人類の悲願でございます。また、世界各国もそれを唱えておりますが、同時に、当面する事態、現実の事態に対するあるいは抑制、あるいは備えとして、これはある程度の自衛力といふものはやはり現存させなければならない、こういいう考え方でございます。日本の場合におきましては、この自衛力の基幹根本と申しますか、骨組みは作りつつありますが、さらにこれは国力、国情に応じて、漸次やはり肉をつけて、あるいは骨を正すということをやらしていかなければならぬのではないか、これが私の所信でございます。

○伊藤顕道君 軍事専門家の説を拝聴いたしますと、これはあくまでも仮定です。ソ連がもしも五発ぐらいの原水爆で日本を攻撃したら、数秒の間に日本は全滅するという意味のことを発表しております。これはまあそれよりも下回るとしても、とにもかくにもこういふ世界の軍事情勢の中で、今の自衛隊をさらに強化するということにつれては、むしろまだ日本の国防費は低い方であると考えております。これはまあ統計的のとり方によります

が、世界年鑑等の基準によりましても、國民所得の、ソ連でいえば一六%、まあふうに考へられる。この点について安全保険体制に基づく米陸軍といふのは、補給以外にはほとんどおらないの

あります。現実のものは約五千名ぐらいいと私は聞いております。従いまして、陸上の自衛につきましては、私ども自体が責任を持つて自衛をしなければならない。これがはたして何ヶ月でありますか局地戦といいますか、あらうことはその起り方によつて違つて参らなければなりませんが、判断をしております。と同時に、日本が国土の安全でございますが、自衛力、局地戦といふものに対する自衛力といふものを中心に、しかもそのような国におきましては、局地における争を誘発するより、むしろ戦争の抑制力として両者がやつている、こういう判断をしております。と同時に、日本が國土の安全でございますが、自衛力といふものは私は保持しなければならない。それがそれでは十分であるかと云ふことはやはり何と申しましても、わざと申しますが、さあね、私は基幹と申しますか、骨組みはいつ、こういいう考え方でございます。日本の場合におきましては、この自衛力の基幹根本と申しますか、骨組みは作りつつありますが、さらにこれは国力、骨幹、いわゆる骨組みはある程度のを全部加えますと膨大な数字になるわけです。一方、国外の情勢として、軍縮の必要が強調されておるおりかかる、逆に、防衛費の増額ということは時代に逆行するのではないか、基本的にはこういふふうに考へられるわけです。が、その点について御所見をお伺いしたい。

○國務大臣(西村直己君) セつかくの御意見でございますが、私どもといつたましても、その点について御所見をお伺いし

ました。しかし、まだそういう考へ方についてお伺いするのを、そのままそういう考へ方を持つておられるのかといふふうな点をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) 御存じの通り、陸上におきましては、もう現在、

その他の備蓄の関係等も考慮して参らなければなりませんが、備蓄の状況等も考

ると思いますが、一応従来ある程度常識論として三月ぐらい、もちろんこれ

に対しましては、弾薬とか、あるいはその他の備蓄の関係等も考慮して参らなければなりませんが、備蓄の状況等も考

ると思いますが、その起り方によつて違つて参らなければなりませんが、備蓄の状況等も考

ると思いますが

も、更新を必要とするものもありま  
す。しかし、これを一挙に更新すると  
いうことは、まだ国力あるいは財政上  
も勘案しなければなりませんが、しか  
しながら、この装備の更新あるいは近  
代化ということは考えて参らなきやな

もう絶対に核弾頭などはつけない、ナ  
イキ・アジャックスというよな形の  
ものを考えております。じゃ、その目  
的は何かと申しますと、台数が多いわ  
けじやございませんから、首都、京連  
を中心とした防空に配置をする。た

型と、それからハイキュリース型があつて、アジャックス型は核弾頭がつかない。ハイキュリースの方はつき得る。その発射台がランチャというのではないかと思うのであります。ランチャは、アジャックスに向く。

なつておる。このミサイル導入、ナイキ導入といふことになると、問題はさらに大きな問題となろうと思う。この具体的な面については、以下二、三をお伺いしたいと思うのですが、こういろいろ問題について、現在長官としてはどの

試験場と考へて參つたのであります  
が、不幸にいたしまして、一部の誤解  
から、政治闘争にまで發展したよう  
形になつております。そこで、私ども  
方としても、基地でないということを  
十分に御理解いただいて、ただいま

等のをなす

○伊藤頭道君 二月二十八日の衆議院の予算委員会の分科会で、海原防衛局長から、ミサイルについての答弁をされておるわけです。これは拝聴したわけですが、これによりますと、ナイキ部隊の編成配置についてまず説明され、結局具体的には、ナイキの陣地と

新聞は誤まり伝  
は分科会におき  
から、こととこと  
う、こういう御  
衛といふことだは  
のであります。  
ということは、ナ

さておりますが、あれまして、横路委員の方とに置くのかといふ質問で、それは首都防護について考えておる具体的にどこへ置くのかとまだこれから先の問題

○國務大臣（内閣総理大臣）　りまして、渡  
　　して葛藤が勃  
　　あの本体は、さ  
　　るようにはなくして、  
　　ございまして、  
　　れば……。大体そ  
　　ニバーサル型の発射  
　　をつける。こうい  
　　う。もし私の説明が不  
　　ておるのであります  
　　ニニバーサル型とい  
　　日アメリカで作って  
　　る。

して、千葉県と神奈川県に、それぞれ木更津、下志津、武山、こういう所に設置せられる、こういうことについての配置計画についての説明があつたわけです。そこでお伺いしたいわけです。が、現実にナイキを導入されるのはいつになるのかということをまずお伺いしたいと思います。

であるわけござります。防衛側としては、まだ位置等は決定しないわけでござります。

いう説明で事務当局の者が多いと言つておりますから、間違いないと思いま  
す。

○伊藤顯道君　このナイキ導入によつて、米軍側から、いわゆる機密の方の責任を当然に強要されると思うのです。が、そういう際、戦前に考えられたような軍機保護法、こういう問題も出て

それから、そのミサイルはどういうふうにを扱うのかとか、ええ、防衛省にあります技術研究本部で試作をいたしましたのを、年間二十日前後、二十回前後ですか、しかもこれには危険物は一切つかない。先には落下傘をつけまして海上へ静かに落としまして、これを回収し、中の物体を調べる。これがあそこ

ミサイルにもいろいろな種類のミサイルがあると思うであります。アトロスといふやうな、大陸間を飛ぶ一万里を超えるようなものもござります。核弾頭をつけ得るやうなものもござります。また、技術で研究しているよなきわめて小型なものもあるわけでもあります。今日の非常に飛翔力の珍りまして、

○國務大臣(西村直己君) ナイキの訓練部隊を教育訓練のためにアメリカへ送るということは、すでに三十五年度の予算におきまして御承認をいただき、三十六年度にもござります。現実には、三十五年度中には準備の都合上、三、四名しか先発は渡らないと思いますが、三十六年度になりましてから、ある程度のもの、百何十名ですか、アメリカへ渡りましてナイキの教育を受けるということは事実でございます。それから、それが帰りまして詳細はさらに防衛局長から説明させますが、ナイキを一台ですか、受領するような計画もあるわけであります。ただ、それをどういう目的に使うか、また、これは核弾頭がつくのか、これは

について、いわゆるアジャックスと  
ハーキュリース、両方核弾頭がつく。  
ハーキュリースについても発射できる  
と思う、兼用だと思うのです。この点  
をまず明らかにしていただきたい点  
と、それとこのユニバーサルについて  
は一体どの程度入るのか。こういうあ  
うなことについて予定の計画をお聞か  
せ願いたい。

○國務大臣(西村直己君) 細部につき  
ましては、政府委員が専門的に存じて  
おります。私から大綱を申し上げます  
と、私もさう上で申しわけないので  
あります、なかなか用語が米語でござ  
りますのでござりますから、わかつ  
りにくいのですが、ナイン  
は、御存じの通り、現在アジャックス

くると思うのですが、こういう問題についても、現在どのようにお考えですか。

○政府委員(海原治君) ナイキ一個大隊を導入いたしましたことに関連いたしました秘密保持の点につきましては、まだアメリカの方との交渉の過程でございますが、私どもいたしましては、いわゆるマップ、アメリカからの武器援助で入って参りますものについての秘密保護協定制度がござります。これによつてカバーできるものではないか、このように考えております。

○伊藤頭道君 今ミサイルの試射場としての新島が、非常に問題になつておるわけですね。ただ単なる試射場としても、ことほどきよつて問題が大きくな

のミサイルの試験場の目的でござります。その現物は、技術研究部にたしかに三個でございます。大きさは、大きなものが六メートル、小なるものは二メートル半ぐらいあるものでござります。飛ばすのは、結局海上へ十キロないし二十キロ、ロケットとミサイルはやや違いますが、御存じの通り、秋田県でやつております糸川さんの方は、海中へそのまま落としまして、しかも距離は三百キロないし三百五十キロ、そこで、少し地域が狭いのではないかといつて、今鹿児島県へ移ろうかといつておられるわけであります。危険度から申しますと、飛び方にもよりますが、私たちの実験の方が危険度がなさいわけであります。あくまでも新島は

い、音速を数倍するような航空機に付いて、地対空のミサイルが、これを防空上の要件からいくと、従来の高射砲ではできないものをもってこの国土资源を守らなければならないというような意味から、技術研究本部等においてもミサイルというものを研究させ、同様に、また海外からも、必要最小限度のものは、多少ミサイルの小型のもの、あるいはサイドワインダーであるとか、ターチャーであるとかいうようなものを、予算上の御承認をいただいて監視入しているのが現状でございます。私は、ミサイルに対する国民の御理解をいたぐることも非常に必要ではない、と思います。ミサイルといいますと、

かを要購もと、の時ミ意を砲防対

直ちに、ただアメリカあるいはソ連の持つてゐるの大陸間導道弾そのものであるような印象——人によつては、ミサイルは即原爆であるような誤解を生じてゐるといふことは、われわれも努力をして参らなければならぬ。また、国民の御理解と御協力も求めなければならぬのぢやないか。こう考へてゐる次第であります。

○伊藤顯道君 このナイキの陣地については、一個中隊でも二十三万平方メートルの膨大な土地を要するよくな防衛局長から御答弁があつたといふことに関連して、特定の部隊内でということであればまだしも、まだ土地については最終決定してない。そういうことになると、当然新たに土地を確保しなければならぬ。しかし、土地所有者並びに現地の住民は、当然反対すると思うのです。過去の情勢から見て、当然こういふ物騒なものについては、猛烈な反対があるうと思う。そこで、まず土地の確保という点で混乱といふ事態が起きようと思うのです。それと、先ほどあつた発射機自体も、アジャックスとハイキュリース兼用のものといふことになると、結局核弾頭をつけないからいいではないかとおっしゃるかもしれないが、これはわざかの操作で核弾頭もつけられる、いさとなれば、こういう事態になることを非常に国民としておそれでいると思うのです。こういうことについてどういうふうな見通しを持たれ、どういうふうに具体的に進めようとするのか、この点を一つお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) まず、ミサイ

小限度のものの試験開発をいたしてい  
るのあります。ミサイルは、国土  
防衛の必要最小限度の、わが国情に適  
したものを開発研究の段階であります。  
一方、またナイキというようなもの  
に対しましての訓練も必要であると  
いう意味で、ナイキの訓練の隊と申し  
ますか、隊員をアメリカへ送り出す段  
階になつております。これが現実化し  
て参るのはまだ先のことであると私は  
考えております。ただこれに対しまし  
て、ナイキを受領したときにおきまし  
ては、当然据えつける場所、その目的  
は、京浜なり首都なりの防空に充てる  
ということになりますが、いずれかの  
地へ土地を求めなければならぬという  
ことは事実でございます。そこで、そ  
れはできる限り自衛隊の施設の中を  
使って参りたい、こういう考え方でござ  
ります。かたわら、ナイキその他防  
空上の近代的な、しかも、世界各国で  
もう使っております普通の兵器であり  
ます。これは御存じの通り、ナイキ程  
度のものは、もう各国でも使っており  
ます。特にわが国におきましては、  
ハーティュリースでないアジャックスを  
望んでおることは、核弾頭の誤解を生  
じないようにという消極主義をとりつ  
つも、しかし、防空上の必要最小限度  
の需要を満たす、こういう面から考え  
きまして、できる限り国民の御理解を  
求め、御協力を願つて参りたいといふ

○伊藤頸道君 アジャックスは核弾頭をつけられないものだからいいじゃないかというようなことにならうと思いませんが、従来も防衛庁としては、この核兵器については、核弾頭をつけられないものだからいいじゃないかということに進展すると思う。それから、また、さらに考えられることは、核弾頭をつけても使わなければいいではないか。で、最終的には、核弾頭を使ってもいいではないか。こういうふうに一歩々々進められるというふうに、そういうことも考へられるわけですね。だから、今アジャックスは核弾頭をつけられないからいいじゃないか、今はそういう段階にあろう、それは私もわかりますが、それをだんだん糸口として一般にナイキの陣地を作つて、だんだん一歩々々進めて、ついにはヘーキュリースも導入する、こういう段階になるであろうことをわれわれはおそれいるわけです。こういう点について明確に所信のほどを伺つておきたい。

憲法上の解釈がどうであると、自衛隊法 자체の問題が一つ制約がござります。また核弾頭の問題も、おそらく私は深くは存じませんが、原子力基本法といふものが、一つ原子力の利用の形でござりますから、私は、そういうところにも一つの国民の御理解をいただける基本が立つてゐるのではないかと思ひます。ただ、ミサイルそのものは直ちに核ではないことは先生方御存じの通りでございまして、ミサイルに対する国民の御理解といふものをもつともらつといふだけないと、一般的の国民の方々の中には、ミサイルは那原爆であるような不安感、また、一部に事実そういうような不安感を醸成する方があれば、これはますます国民は惑うのではないかと私は考へます。

○山本伊三郎君 それじゃ私から二問具体的な問題を一つ防衛庁長官に質問したいと思います。

まず、その前提として、自衛隊のいわゆる服務と申しますか、それについて、まあ旧軍人は政治に干渉しない、これは厳然としてやられておつたのだが、残念ながらあい結果になつてしまつた。軍人が政治に干渉したためにあい、大東亜戦争に発展し、日本がこうなつてしまつた。

そこで、実は具体的に福井県に例があるのですが、地方連絡部の相当な地位の人が政治に関与しておるような現象が聞かれておる。もちろん新聞においておりますが、具体的に申しますと、紀元節の復活に対し、いわゆる相当積極的に動いておる。紀元節復活の問題が今日政治問題になつておることは御存じだと思います。そういうこと

について、防衛府長官は、自衛隊員として妥当であるか、法律に照らし合わせてそれでいいと思うかどうか、これまで最初にお伺いしたい。

○國務大臣(西村直己君) 具体的事実は私は存じておりませんが、ただ御存じでございまして、選挙権も持ちますから、私も國民でございます。選挙権も持つて政治的な発言をすることは自由であろうと考えております。

○山本伊三郎君 知らないということはちょっと僕も——西村長官は、相當熱心にそういう点を研究されておるのですから御存じだと思うのですが、これは本年の二月十三日の福井新聞です。地方新聞ですから、皆さん読んでおらないといえども別でございますが、建国記念としての復活、これを論争した記事が載つておるのです。名前はあとで言えといえば言いますけれども、福井県の地方連絡部の業務班長をしておる人なんです。これに対し相当積極的な意見を書かれておる。国民の一員として、私は、そういういろいろ紀元節の復活について意見を述べることはないのですが、それが先頭に立つて、いわゆる指導的役割を演じておる事実があるのです。そういうことは、なるほど國民の一員として、自衛隊であろうと、言ってもいいのじやないかといいますけれども、今日の自衛隊法の第六十一条から見ましてもそれに対して違法な行為だと私は断じておるのであるが、これでもいいといつておるのですが、これでもいいといつておきたいと思つておきたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) 白衛隊法の六十一条にもちろん制約はござります。「政令で定める政治的行為をしてはならない。」はたしてこの「政令で定める政治的行為」に該当するか否かの問題だろうと思ひますが、私がただいまお話を承った程度では、別に具体的な内容、あるいは具体的な行動をも照らし合わせなければわかりませんが、この制約にはそれでおるとは考えておりません。

○山本伊三郎君 それでは福井新聞の二月の十三日の一節を読みます。「紀元節の音頭取る自衛隊地連班長」という見出で載つておる。「十一日は旧紀元節で県護国神社などで昔なつかしい「雲にそびゆる……」の歌が合唱されたが、例年この紀元節行事の音頭取りは自衛隊福井地連の何々某。同氏は地連の業務班長を勤めるかたわら県郷友会の世話役、日本国民会議の県協議会結成準備会の世話役のほか歌人で俳人という忙しさ。県下の旧軍人のプレーとして口八丁手八丁の活躍ぶり。

「右翼がかつているのじやないか……」

とひやかされても、本人は「オレはい

うなれば民社系統だな……」とすまし

た顔。こういう記事が出ておる。嚴格な意味において今言わたが、自衛隊法六十一条に違反するしないと言われるが、こういう行為が、自衛隊自身をして県民に与える影響といふものを私は追及しておる。こういうものが許されるとなれば、自衛隊はますます

わが社会党と自民党の間には、自衛隊について根本的な考え方の違いがあるといたしましても、こういう行為そのものを、防衛廳として、長官として認めておるのだということになれば、わ

れわれはそれはゆゆしき問題であると思ふ。その点について、これが違法でないというはつきりした答弁があつたのですが、違法でないけれども、こういう措置が許せるのかどうか、この点ははつきりここで言つてもらいたい。

○國務大臣(西村直己君) もちろん民主主義の社会でございますから、いかなる立場に立つ者でも、なるべく私は政治的に自由に活動に動くことが民主主義のほんとうの正しい姿だと思っております。そういう意味から、個人の意見は、その職務上、法令上制約は受けておりますが、その限度をこえるといふ場合においては、私どもも大いに反省し、あるいは注意も与えなければなりませんが、ただ、その新聞に出た行動等が、はたしてどの程度のものであるかということによって、一がいに私は防衛廳長官として、これはけしからぬと言つて、自衛隊をいたずらに卑屈な気持に陥れる気持はございません。むしろ私は、今日の自衛隊全体が、いま少し伸び伸びとした気がまえを持つてもらいたいぐらいの確信を持つておるのです。

○山本伊三郎君 私は、もちろん具体的な問題を例に長官に尋ねておるのでございますが、こういうことが全国的に自衛隊の思想傾向といいますか、活動傾向になつてくることを私は憂えておる。そこで、私は言いますが、私の知る範囲においては、新聞では郷友会の世話役と言つておりますけれども、実質的には事務局長のような仕事をしておるところを私は聞いておるんだ

のだと、こういうことをおっしゃるかどうか、これを一つはつきり……。

○國務大臣(西村直己君) 郷友会そのものは、防衛廳が認可をしておりますが、それは、これは財團法人でありまして、私は、これは政治結社だとは思ひません。そして、これは国防思想の普及、また、正しい思想を普及するということは、私は、これは連絡部のそういう職責にある人が、郷友会なり、また、紀元節復活の運動に対して積極的に働きかけていいんだ、こういうことを聞いておる。

○山本伊三郎君 それでは、そういう行動といふものは、防衛廳としては、

○山本伊三郎君 今あるあなたの答弁から言ふと、獎励しておるやの感じを受けるが、そうとつていいんですか。連絡部の仕事はそういうものも含まれておるのだというところとつていいんですか。

○國務大臣(西村直己君) 私は、獎励するのじやなくて、全般として自衛隊主主義下における個人としては自由闊達であり、意氣盛んであってほしい、こう言うのでありますて、何も地連部長そのものが、直ちに郷友会の事柄をかついで歩いているわけでもないと思ひますし、また、郷友会も、国防思想を普及する。また、地連部長の職責も

ます。同時に、紀元節を取り上げるいなかの問題は、私は個人の自由の問題だと思います。たとえ地連部長であります。同時に、個人の問題であります。しかも、それが職務に支障があるならば、また私どもの方はあえて積極的な注意もいたします。職務上支障がないなら、これは個人の自由はやむを得ないと思います。

○山本伊三郎君 それを言わぬからい

けない。私はその次それを言おうと

思つておつたのですが、自衛隊といえども、やはり公務員であり、公務員より

ももつと厳格な、要するに自衛隊として規定される職務があると思う。

○國務大臣(西村直己君) 自衛隊の地連部長等の立場の人たちといふものは、相当な官職でござります。階級も上級でござりますから、もちろん職務の制約を受けておりますし、同時に、また自分の任務も十分心得ております。その限度内において国防思想を普及するというような限度内において

やつておることについては、私はあえてとがめる必要はないのじやないかと

思ひます。

○山本伊三郎君 あなたは何とか言つ

て悪いことは逃げようとしてますすけれども、私は、紀元節の復活運動というものは自衛隊の職務内容でないという判定をしておる。それはあなた認められると思う。いや、入っておるというなら、そろ答弁されたらいい。それを時間内にやつた場合には、私は自衛隊員としての職務違反であると断定しておる。公務員の問題でもいつも問題がある。公務員においてそういうことをやつたら、いつもチヨンですよ。気の毒だがチヨンです。ところが、自衛隊の場合にはそれは許されていいのかどうかといふことを長官言つてもらいたいと、こう聞いておる。

○國務大臣(西村直己君) 紀元節復活運動は、これは一つの政治的なテーマでございます。従つて、執務時間中にそれが音頭をとつて非常に激しくやるならば、これは一つの注意するべき問題でございましょう。ただし、紀元節の運動自体も、個人の自由の面がございません。従いまして、職務執行中であります。社会常識で許される程度ならば、これはあえてかれこれ言うべきじゃないと思います。たとえば、たどり公務を持つておる人間でも、いろいろ社会常識上公務をはずしていく場合もあるのでございまして、必ずしもそれを一々とがめ立てしないのが現在の社会の常識でございます。公務だから一日中ということではなくて、社会常識上許される事柄はあるうと思ひます。

○山本伊三郎君 どうもあいまいな答弁ですね。私ははつきりしておきたい

と思うんです。重要な答弁だと思うんです。公務員といえども、一日がらそれをやっておらなくとも、ある程度自由を与えるような発言だと思います。

て悪いことは逃げようとしますすけれども、私は、紀元節の復活運動といふのは自衛隊の職務内容でないという判断をしておる。それはあなた認められると思う。いや、入っておるというなら、そろ答弁されたらいい。それを時間内にやつた場合には、私は自衛隊員としての職務違反であると断定しておる。公務員の問題でもいつも問題がある。公務員においてそういうことをやつたら、いつもチヨンですよ。気の毒だがチヨンです。ところが、自衛隊の場合にはそれは許されていいのかどうかといふことを長官言つてもらいたいと、こう聞いておる。

○國務大臣(西村直己君) 紀元節復活運動は、これは一つの政治的なテーマでございましょう。従つて、執務時間中にそれが音頭をとつて非常に激しくやるならば、これは一つの注意するべき問題でございましょう。ただし、紀元節の運動自体も、個人の自由の面がございません。従いまして、職務執行中であります。社会常識で許される程度ならば、これはあえてかれこれ言うべきじゃないと思います。たとえば、たどり公務を持つておる人間でも、いろいろ社会常識上公務をはずしていく場合もあるのであります。そのましても、社会常識で許される程度ならば、これはあえてかれこれ言うべきじゃないと思います。たとえば、たどり公務を持つておる人間でも、いろいろ社会常識上公務をはずしていく場合もあるのでございまして、必ずしもそれを一々とがめ立てしないのが現在の社会の常識でございます。公務だから一日中ということではなくて、社会常識上許される事柄はあるうと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に押

ます。一日中そういう音頭をとつてその行動

に参加しても許せるのだ、こういうの

ですか。

○國務大臣(西村直己君) 假定の問題

をはつきり私は聞いておきたい。

○國務大臣(西村直己君) 私は、従いまして、具体的な事案になりますと、

事実を認定して、しかもそれを一つの

常識なり法令から限度をきめて参らな

いります。従つて、一般論とし

てここでは御答申申し上げるわけであ

ります。一般原則といたしましては、

自衛隊員でありまして、政治上の問

題に対し、発言の自由、行動の自由

のある場合もあるのであります。その

限度内で、しかも職務に支障がないな

らば、私はあまり異を立てるほどのこ

とはない、これが私の解釈でございま

る。そういう点を何か茶化すようなこ

とでこれを翻証していいならそれでよ

うい。私は、本日の質問はこれでや

りませんけれども、そういうことが自

つ生きりで、しかも先頭に立つて、し

かも旗差でアジートでもするな

い実情です。私はそういう憂いをする

から、自民党が今自衛隊を育成してお

いて、たゞこの席を通じて、假定の事実

についてそれがいいとか悪いとかいう

ことは、防衛庁長官として軽々に私は

思ひません。私の方は私どもの方

として、ただいま御質問のあった面

からは、假定の面もございます。ま

た、事実認定のお互いにそこもあるう

と思います。私どもの方は私どもの方

として、ただいま御質問のあった面

からは、假定の面もございます。ま

た、事実





うものを除きまして、教育訓練費として特計をしてござります分だけを御説明いたしたいと思います。三十五年度の教育訓練費の総額が十七億五千四百三十八万三千円でございます。三十六年度要求いたしております金額が二十九億四千四百十七万一千円、そのほかに、三十五年度におきましては、国庫債務負担行為として九億五千六百万七千円を要求いたしております。それから三十六年度におきましては、やはり国庫債務負担行為といたしまして七億四千四百十三万五千円の要求をいたしております。差し引きいたしまして国庫債務負担行為につきましては一億一千百八十七万二千円の減でございます。それから歳出におきましては一千億八千九百七十八万八千円の増でござります。

○政府委員(木村秀弘君) ミサイル関係の訓練費でございますが、三十六年度におきましては、ナイキの訓練部隊、これが百五十六人分といったまして、これは旅費でございますが、三百二十万二千円、そのほかに F-104 関係の訓練旅費といたしまして三千二万四千円、これだけを要求いたしております。

○下村定君 米国に派遣される人員及びその期間、いかがですか。

○政府委員(小幡久男君) お答えいたします。

ナイキにつきましては、ただいま答弁がありました通り、百五十六名が参ります。これは約二方年の予定をもちまして教育することになつております。

それから 104 J パイロットにつきましては、六名が約四カ月の予定をもちまして渡米いたしまして、帰りました上りまして、内地で教育の部隊を組織しましてそこでパイロットを養成するということになつております。なお、整備要員につきましては、約五十名が十数種のコースに分かれまして渡米いたしまして、期間には長短ございますが、おむね半年から一年前後の間隔で教育を受けて帰つて参ります。

○下村定君 最後に御質問申し上げますが、今度西部航空方面隊司令部でございますが、この司令部の隸下に属すべき航空団、その機數、それから機種、これについてお伺いいたします。

○政府委員(源原治君) 西部方面隊は新田原に司令部を置きます第五航空団でございます。これにつきまして、飛行隊は第六飛行隊と第十飛行隊を予定いたしております。

した。第十というものはあるのでして、これが新編いたします。

○下村定君 私の質問は終わります。

○社政信君 私は、きょうは質問はやめておきます。政府委員の答弁資料が整っております。政府委員の答弁資料が体的に相当詳しい問題をやりますから、これはあらためて予算委員会の分科会で御質問いたします。

○委員長(吉江勝保君) ほかに御質疑ございませんか。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十三日)

一、自治省設置法の一部を改正する法律案

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、法律案

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

<p>し、第二条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。</p> <p>十一　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に於ける、開発、研修、研究及び調査を行ふことを目的とする研修所を日本国に設置することに關する 条約に基づき、国際連合に協力</p>	<p>羽田入国管理事務所 東京</p> <p>別表十二中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。</p> <p>運輸省設置法の一部を改正する法律案</p> <p>運輸省設置法の一部を改正する法律</p> <p>運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「港湾建設局（第四十六条第五十条）」を「港湾建設局等（第四三十九条）」に改める。</p> <p>第三十七条第二項の表中「高浜汽船第三十八条第三項中「昭和三十六年三月三十日」を「昭和三十七年三月三十日」に改める。</p> <p>第三十九条に次の二項を加える。</p> <p>2　前項に掲げるもののほか、本省に、地方支分部局として、臨時に伊勢湾港建設部を置く。</p>
---	--

して行なう研修、研究及び調査に關する事項  
第十一條の四第一項中「訓練を行ない、並びに第二条第十一号に規定する研修、研究及び調査を行なう」を「訓練を行ない、並びに第二条第十一号に規定する研修、研究及び調査を行なう」に改める。  
別表十一東京入国管理事務所の管轄区域の欄中「東京都」を「東京国際空港の区域を除く。」に改め、同項の次に次の一項を加える。  
東京都の内東京国際空港の区域  
十六条 第五十条の二に改める。  
第四条第一項第四十四号の十五の次に次の一号を加える。  
四十四の十六 ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。  
第二十八条の三第三号中「通訳客内業」を「旅行あつせん業及び通訳客内業」に改め、同条第六号を次のように改める。  
六 ユースホステルセンターに関すること。  
第二十九条及び第三十四条(見出しを含む。)中「海技専門学院」を「海技大学校」に改める。  
海員学校 — 愛知県碧海郡高浜町 — を改める。  
第二章第四節第一款の款名を次のように改める。  
第一款 港湾建設局等  
第四十七条の表中「三重県 愛知県」を削る。  
第二章第四節第二款中第五十条の次に次の一条を加える。

(伊勢湾港湾建設部)

第五十条の二 伊勢湾港湾建設部は、名古屋市に置き、その管轄区域は、愛知県及び三重県の区域とする。

2 伊勢湾港湾建設部に、次長一人を置く。

3 第四十六条、第四十八条第二項、第四十九条及び前条の規定は、伊勢湾港湾建設部について準用する。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、臨時行政調査会設置法案  
二、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

の欄中「三トン」を「三・一トン」に改め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円」に改め、同条第五項中「第十五号」とし、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改め。第三条第二項中「前項」を「第四項並びに前項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

附 則

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のようにより改正する。

第七条中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加え削る。

第七条中第十二号を第十五号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号中「自然科学的試験研究及び」を削り、同号を同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を削る。

二 普及部においては、前項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第九条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改める。第三条第二項中「前項」を「第四項並びに前項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行なう試験研究の状況及び成果の調査に廻すこと。

七 農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に関すること。

八 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者の資質の向上に関すること。

九 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総括に関すること。

十 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総括に関すること。

十一 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総括に関すること。

十二 農林畜水産業に關する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに關し必要な調査及び分析を行なうこと。

十三 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事務を企画し、並びに関係試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行なう当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十二条第八号中「畜産に關する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行なう当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十三条第八号中「畜産に關する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行なう当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四条各号を次のようにより改める。

第十五条各号を次のようにより改める。

第十六条各号を次のようにより改める。

第十七条各号を次のようにより改める。

第十八条各号を次のようにより改める。

第十九条各号を次のようにより改める。

第二十条各号を次のようにより改める。

第二十一条各号を次のようにより改める。

外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

五 農事試験場は、埼玉県に置く。

六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十一 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十二 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十三 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十五 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

二十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

二十一 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

五 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十一 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十二 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十三 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十五 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

二十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

五 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十一 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十二 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十三 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十四 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十五 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十六 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十七 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十八 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

十九 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

二十 農事試験場は、農業技術研究所を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。



開する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、非常勤とする。

(調査員)

- 第八条 調査会に、調査員を置く。

- 2 調査員は、学識経験のある者及び行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 調査員は、専門委員を補佐して調査に従事する。

- 4 調査員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

- 第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体及び公共企業体（公共企業体等労働團体法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいふ。）その他これに類する政令で定める団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各行政機関の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

- 3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

- 第十一条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

臨時行政調査会設置法

(昭和三十六年法律第百二十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

- 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

- (委任規定)

- 第十二条 この法律で定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政管理庁設置法の一部改正)

- 2 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

- 4 長官は、臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第二百五十七号）第二条第一項の規定に基づき臨時行政調査会が調査審議することを適當とする事項については、同調査会が置かれている間は、行政審議会に諮問しないものとする。

- (總理府設置法の一部改正)
- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項の表中公營競技調査会の項の次に次のように加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

- 4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第十九号の四の次に次の二号を加える。

十九の五 臨時行政調査会の委員

(この法律の失効)

- 5 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失なう。

第一条第十九号の四の次に次の二号を加える。

十九の五 臨時行政調査会の委員

昭和三十六年三月九日印刷

昭和三十六年三月十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局